

議案第10号

目黒区立知的障害者グループホーム条例及び目黒区心身障害者センター
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立知的障害者グループホーム条例及び目黒区心身障害者センター
条例の一部を改正する条例

(目黒区立知的障害者グループホーム条例の一部改正)

第1条 目黒区立知的障害者グループホーム条例(平成5年12月目黒区条例
第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

(目黒区心身障害者センター条例の一部改正)

第2条 目黒区心身障害者センター条例(平成12年9月目黒区条例第48号)
の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)が施行される
ことに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、こ
の案を提出します。

資料

1 目黒区立知的障害者グループホーム条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現 行 条 例
<p>(サービスの提供)</p> <p>第3条 グループホームは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) 共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) （現行に同じ。）</p>	<p>(サービスの提供)</p> <p>第3条 グループホームは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) 共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) （省略）</p>

2 目黒区心身障害者センター条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	現 行 条 例
<p>(事業)</p> <p>第3条 心身障害者センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) （現行に同じ。）</p> <p>(3) 相談支援（<u>法第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。）を行うこ</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 心身障害者センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 相談支援（<u>法第5条第16項</u>に規定する相談支援をいう。）を行うこ</p>

と。

(4)～(11) (現行に同じ。)

と。

(4)～(11) (省略)